六十七　法第五条第一項ただし書の規定による電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出

（特定通知等を受ける方式の指定）

第二十三条の六　法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める方式は、様式第三十二の三により、特定通知等の相手方があらかじめ電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受けることを届け出る方式とする。

別表第一の二

一～九十	［略］
九十一	特許法施行規則第七十六条の規定による特許料の返還の請求
九十二～百二十七	［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第三十二の二の次に次の一様式を加える。

様式第32の３（第23条の６関係）

電子情報処理組織を使用する方法により特定通知等を受ける旨の届出書

（令和　年　月　日）

特許庁長官　殿

届出をする者
識別番号
住所又は居所
氏名又は名称

〔備考〕

１　様式第１の備考１から５まで、７及び14から17までと同様とする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第六十六号の次に一号を加える改正規定、同令第二十三条の六の改正規定及び同令様式第三十二の二の次に一様式を加える改正規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（準備行為）

２　改正法附則第六条第一項に規定する届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、この省令による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条第六十七号及び第二十三条の六の規定の例により行うことができる。

［新設］

（特定通知等を受ける方式の指定）

第二十三条の六　法第五条第一項ただし書の経済産業省令で定める方式は、識別番号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信とする。

別表第一の二

一～九十	［略］
九十一	特許法施行規則第七十五条の規定による特許料の返還の請求
九十二～百二十七	［略］

○国土交通省令第六号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、海上運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運賃及び料金等の公示の方法）	（運賃及び料金等の公示）
第七条　法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、一般旅客定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、一般旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。	**第七条**　法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を記載した書面を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行うものとする。
一　一般旅客定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合	（新設）
二　一般旅客定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	（新設）
２　一般旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項において同じ。）を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。	（新設）
（賃率表の公示の方法）	（賃率表の公示）
第二十一条の二　（略）	**第二十一条の二**　（略）